

グローバル経済下の伝統的知識 A Traditional Knowledge in the Global Economy

廣川 祐司¹⁾
HIROKAWA Yuji¹⁾

1) 北九州市立大学基盤教育センター・地域創生学群

1) Center for Fundamental Education / School of Regional Development, The University of Kitakyushu

【要約】2010年10月に「生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下、名古屋議定書）が、第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）において採択された。本稿はこの名古屋議定書において議論の対象となった、遺伝資源に関する先住民の「伝統的知識」の保護の在り方について検討し、現代社会における経済のグローバル化のもと、どのような対策を講じるべきかを問うものである。

【キーワード】名古屋議定書、遺伝資源、伝統的知識、コモンズ、

1. はじめに

COP10において採択された「名古屋議定書」は、先住民の社会（indigenous communities）において醸成・形成された「伝統的知識（traditional knowledge）」の保護することを目的としている。なぜなら、生物資源・遺伝資源を医療目的として使用している先住民の伝統的知識が、経済のグローバル化を契機として、特に先進諸国の製薬会社や研究機関において新薬開発の目的で利用され始めている為である。本研究は、この名古屋議定書にみられるような国際的枠組みによって、先住民の伝統的知識を保護しようとする動きに対し、特に人類学・民俗学の先行研究を踏襲することでその是非を問い、今後の展望について模索することを目的としている。

2. 「伝統的知識」の保護に関する国際的枠組みの制定

2.1 環境資源の保護をめぐるコモンズ研究からの問題提起

「伝統的知識」は先住民の生活の中から紡ぎ出された民俗知であり、彼らの生活文化として日常生活に根付いたものである。このような民俗知を本稿では「文化資本（Cultural Resource）」として認識する。ローカルな「文化資本」が経済のグローバル化によって、特に新たな医薬品開発において利用され、先住民だけではなく全人類にとって有用なものとして認識されるようになる。これによってローカルな文化資本は「グローバルな文化資源」へと変容するのである。

このような現象は、「文化資本」に関する議論よりも早く、「環境資源」において活発に議論され、多くの問題提起がなされている。例えば、途上国における熱帯林などは、先住民にとって生活の基盤となる貴重な「ローカル・コモンズ」であった。しかし、地球規模で生じた環境問題や地球温暖化問題が顕在化し始めると、その熱帯林は先住民の共有（共用）資源という位置づけから、二酸化炭素吸収源としての森（シンクの森）や環境資源の量・生物の多様性（種類）の観点から世界的に貴重なエリアとして、世界的に保護すべき対象であるという認識を持たれるようになる。これはローカル・コモンズが全人類にとって有用な「グローバル・コモンズ」へと変容したということである。

その際問題となるのが、グローバル・コモンズ化した「資源」を誰が、どのように管理していくのかということである。これはその資源をめぐる「利用者」と「管理者」が異なる主体になってしまうことに起因する問題である。ローカル・コモンズとして認識されている時期であれば、「利用者」と「管理者」が同一主体（先住民）であるが、その資源がグローバル化した場合、資源に関する利害関係者は極めて多様になる。そのため、今回のCOP10のような多国間協議によって、国際的な枠組みを制定し、そのルールに則って国家がその管理を担うという形が採られるのである。

近年、コモンズは（環境）資源の持続可能な利用・管理システムとして、環境分野において非常に注目されている。しかし、その多くが「利用者」と「管理者」が同一主体である場合が多い。つまり、地

域環境資源の枯渇を招くような「過剰消費」は、利用者である自分たちの生活を困窮させる要因となるために、所属する地域コミュニティや部族などのグループなどが、その利用量や利用方法を厳しく統制し、制限をかけることによって持続的に（環境）資源を利用し続けることに成功しているのである。コモンズ論とは、そのような資源管理をめぐる民俗知や在地システムに注目し、それを環境問題の緩和に向けて活用していこうとする研究である（例えば井上 2004 など）。コモンズ研究を進めていく上で注意しなければならないのは、その環境資源に関する持続可能な優れたな利用・管理方法というシステムの原理や知識のみを抽出してしまうことである。この点に関し、民俗学者の篠原徹は「実践知識のなかに『持続』や『管理』や『保全』が他の民俗知識と一体となっているため、その側面だけをコモンズの議論の俎上にのせるのはイーミックなレベルだけではなくエティックなレベルのことまで歪めてしまう可能性がある」（篠原 2004, p. 51）と警鐘を鳴らしている。つまり、持続可能な地域環境資源の管理・利用に関する知識や技法のみに注目があつまり、外部の研究者や環境NGO、さらに政府等がそのシステムを研究しようとする中で、コミュニティ・部族内においても環境資源の管理・利用に関する知識にのみ偏った価値を置くようになってしまいうことが起こり得るのである。これらの知識やシステムは、先住民（コミュニティ）の日々の生活の中で培われた民俗知であり、地域環境資源を「持続可能なかたち」で管理・利用できたのは、その地域の生活様式が世代を超えて継承されてきたからである。彼らの生活様式と切り離された形で、彼らの知識等を保護する、または活用するということは、その持続可能であったシステムの前提条件を破壊することになる危険性をはらんでいる。したがって、彼らの民俗知を保護しようとする場合は、その知識そのものではなく、彼らの生活全体を保護していく必要があるのだろう。

2.2 名古屋議定書の評価 ―文化資源としての伝統的民俗知保護の観点から―

環境資源を持続可能な形で管理・利用し続けるための民俗知の保護・活用に関するコモンズ論からの問題提起は、決して環境資源を対象としたものに限られるものではない。本稿の対象とする「文化資源」に関しても、同様の論理が当てはまるのではないだろうか。

このような観点から「名古屋議定書」を検証してみたいと思う。名古屋議定書の条項のうち、本稿で留意すべきであると考えられる点は、下記の3点である。

①第1条（目的）

この議定書は、遺伝資源および技術に対する全ての権利を考慮し、遺伝資源への適切なアクセスおよび関連する技術の適切な移転、ならびに適切な資金供与などにより、遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分することを目的とし、もって生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に貢献しようとするものである。

②第5条（公正かつ衡平な利益配分）の2

各締約国は、先住民の社会及び地域社会が保有する遺伝資源の利用から生じる利益を、当該遺伝資源に対するそれらの社会の確立された権利に関する国内法に従い、相互に合意する条件に基づいて、関係する社会と公正かつ衡平に配分することを確保することを目的として、適宜、立法上、行政上または政策上の措置をとる。

③第21条（意識啓発）の（g）

各締約国は、遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識の重要性ならびに関連するアクセスと利益配分について、意識啓発のための措置をとる。当該措置には、特に次のものを含めることができる。

（g）遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識の利用者および提供者に対するアクセスと利益配分に関する義務についての教育および訓練

まず、①において注目すべき点は、先住民の遺伝資源に関する知識や技術を「権利」と位置付けたことである。彼らの遺伝資源に関する「権利」を適切なアクセスができるように整備し、（医薬品開発などの）技術に活かすために、適切な資金供与を行うことが明記されている。これは、一見すると先住民の遺伝資源に対する伝統的知識や彼ら自身を保護しているように思えるが、その背景には先進国側の思

惑が存在するように思う。つまり、近代的な所有権意識など存在しない先住民のコミュニティに対し、近代的な「権利」を付与し、国家やグローバル企業がその資源へのアクセスを容易にする。その結果、先住民にとってその権利の価値を向上させることができるようにグローバル市場経済や国家へのアクセス整備をしてあげるといふ誘因を先住民に提示し、資金提供によってより利便性の高い近代的生活水準へと生活環境を改善してあげるといふ西欧近代的価値観の押しつけが見え隠れする制度であるように思えてならない。また、先住民の「遺伝資源に関する」知識や技術を「権利」として位置付けることによって、彼らの生活における民俗知のうち、「遺伝資源に関する」知識や技術に関しては「権利」として国家が認め、保護の対象となり、国家やグローバル企業によって保護すべき民俗知と保護に値しない民俗知とに区別されてしまう危険性がある。

さらに②においてわかることは、これらの先住民の伝統的知識を管理する主体が「国家」と規定されているということである。国家が「立法上、行政上または政策上の措置」を取ることが定められており、先住民の知識が国家戦略の1つとして位置付けられるのである。また、その際先住民と国家との間で合意を締結するようにと記されているが、その前提として「当該遺伝資源に対するそれらの社会の確立された権利に関する国内法に従い」との付記がある。アメリカやオーストラリアのような先進国の中には、「先住権原」のような先住民の共同体的な権利と利益を保護するような国内法が整備されている国も存在するが、特に途上国においては、先住民を保護しようとするような国内法の整備は不十分である。したがって、名古屋議定書を機に途上国においては先住民を保護するような国内法の制定を進める国も現れると思うが、それはあくまで国家主導で制定され、その制定された国内法に則って、先住民との交渉や合意形成が行われる点に注意が必要である。

先住民と国家との交渉や合意形成に関しては、もう一点留意すべきことがある。それは③についてである。名古屋議定書の第21条においては、先住民およびその知識を活用しようとするグローバル企業への意識啓発の事項が盛り込まれている。グローバル企業への意識啓発は、遺伝資源やそれに関する知識を利用する際の注意喚起程度の意味しか持たないだろうが、先住民への意識啓発には注意が必要である。遺伝資源を活用しようとする国家戦略に起因する国家の思惑によって、意図的な意識啓発・教育が行われる可能性があるためである。

したがって、現段階において仮に名古屋議定書を評価するのであれば、先住民側の立場としては総じて望ましくないように思われる。なぜなら、遺伝資源の管理や利用にかんして、またその知識について、先住民側に多くの選択肢が用意されておらず、国際的な枠組みにおいて一定の方向性が規定されてしまっているように感じられるからである。国際的な枠組みによる先住民の伝統的知識・民俗知、それに遺伝資源の保護は、一見すると先住民を優遇する極めて望ましい取り組みのように思われる。しかし、民俗学者の菅豊が指摘するように、一方で「地域文化がグローバル・ポリティクスに絡め取られてしまった結果、その担い手である地域や人々のミクロな意思や思いや権利が、マクロで画一的なグローバル・スタンダードの背後に隠蔽されてしまっている」（菅2010, p. 286）という危険性を含意した制度であることを忘れてはならない。

3. 先住民の伝統的知識はどのように「保護」されるべきか？

3.1 「知的財産権」化される伝統的知識

先住民の伝統的知識が国際的な枠組みや国家の立法上、行政上、政策上の方針によって、「権利」化されるということは、先住民に遺伝資源の管理・利用に関する「知的財産権」が付与されるということに他ならない。この知的財産権の保護のあり方に対し、伝統的な保護主義を批判した代表的論者にアメリカの法学者である「ローレンス・レッシング (Lawrence Lessig)」がいる。彼はコモンズの議論を踏襲し、コモンズを「関連コミュニティ内部の人がだれでも、だれの許可を得なくても権利を持っているようなリソース」（レッシング2002, p. 40）であると定義づけた。その上でコモンズの資源管理の有効性に着目し、「インターネット上の所有権強化は技術革新を阻害する」との信念のもと「クリエイティブ・コモンズ」という考え方を提唱した。インターネット上の知的財産権などの強化は、その知識を利用することを困難にし、文化の様々な局面においてイノベーションの発展を阻害するとして、知的財産を「コモンズ」的に管理するべきであることを主張した。つまり、知的財産はオープンにし、「フリー」に利用できるからこそ価値があるということである。以下にレッシングの知的財産に関する見解を端的に表している箇所を抜粋しておく。

(知的財産への)「通常の値づけの配分機能は反生産的かもしれない。参加者は、その参加が有益な『外部性』を他者のために作り出すようなこうした活動に参加することを奨励されるべきなのだ。これは『参加が増えるほど、その活動の価値が減るどころか高まる』ケースだ。あるいはもっと厳密に言えば、参加の増加からくる価値が利用の増加に伴うコストを上回る場合だ。こうしたケースでは、価値は多くの人々が共有の利益や規格や慣習に集まってくることから生じる。そうしてこうした場合には、リソースをコモンズに維持することが、万人にとってその価値が保存されることを保証する手段となる。」(レッシング 2002, p. 145)

このようにレッシングは知的財産については、「公共の利益」を担保するための公共的使用価値があるがゆえに権利として認知され、貴重なリソース(資源)としての地位を得ることができると結論付けている。レッシングの理論では、この名古屋議定書によって先住民が居住する地域の国家や先住民自身に「知的財産権」を付与し強固に保護することは、全人類にとって有用な価値を有する公共的な資源を、その所有者(先住民等)が独占し、その価値を全て吸い上げられるという状態を招くという解釈になる。レッシングによれば、それは完全に公平な状態であるとは言えないと考えるのである。先住民の伝統的知識は医薬品開発などにおいて全人類にとって有用なものがあるというある種の公共的な使用価値を得ることによって、価値が高まっている。「クリエイティブ・コモンズ」においては、その公共的性質を有したリソースを「オープン」にし「フリー」で利用できるようにしておくことで、より一層の高次ヘイノベーションを発展させることができることに、この理論の有用性がある。

ただし、注目すべきは現在のところ、知的財産というリソースを「知的財産権」として保持し続けるか、クリエイティブ・コモンズの考え方に賛同し「オープン」で「フリー」な利用をできるような状態にするかは、その「所有者」(知的財産権者)の判断で決めることができるという点である。そもそも特許制度においては、「特許申請」をするかしないかは「所有者」の判断に委ねられている。先住民の遺伝資源に関する伝統的知識は、国際的な枠組みによって、強制的に各締約国が国家による保護を推進するという強制的な状況であって、その枠組みに則って国家と先住民との協約の締結や交渉が行われるところが最大の欠点なのである。

3.2 「コミュニティ基盤の文化資源管理 (community based cultural resources management : CBCRM)」の模索

様々な懸念のある「名古屋議定書」に代わり、本稿では「コミュニティ基盤の文化資源管理」(菅 2010, p. 288)を提唱したい。これはローカル・コモンズと同様に、文化資源に関しても国家ではなく、先住民や地域コミュニティが主体的に管理してすべきだとする考え方である。そのためには、遺伝資源に関する先住民の伝統的知識それ自体に価値を置き「権利」として保護するのではなく、その知識を醸成し継承してきた先住民の生活そのものを保護の対象とし、援助していくべきであると思う。仮にグローバル企業が医薬品等の開発のために先住民のコミュニティに接触を図ろうとする場合、それはこれまで通りあくまで個別的にその先住民との交渉によって伝統的知識や遺伝資源の利用方法が決められるべきである。その際、国家の役人や国際的なNGOがその橋渡しをしたり、手助けをすることによって交渉が円滑に行われるようにすべきであろう。あくまで遺伝資源や伝統的知識をグローバル企業へ供与し、資金供与が行われるだけでなく、様々な生活上の援助を受けるか否か、またその援助の内容はその先住民が判断すべきであると私は考える。しかし一方で、医薬品開発の為の遺伝資源やそれを活用するための知識が継承されないことは、全人類にとって非常に大きな損失である。したがって、彼らの生活を保護することが必ず必要な措置であることは間違いない。その際、「保護する」ということと、「経済的対価」を付与するということは必ずしもイコールではない。それどころか、先住民を保護する名目で政府から支給される経済的恩恵は、先住民の労働意欲を減退させてしまう恐れがある。したがって、生活を保護するということは、彼らの慣習や伝統文化、そして生活様式を保護する・継承するということに重きを置くべきであろう。彼らの慣習的な秩序やローカルなルール等を最大限守り、グローバル企業からの搾取や多民族からの侵害などを防止するような取組みを各国で取ることが望ましい。これによって、先住民の生活を担保するとともに、彼らが主体的に自分たちの伝統的知識や遺伝資源の管理を行うことが可能となる。遺伝資源やそれを活用するための伝統的知識を保有する当事者である先住民が議論の場

から疎外された状態で作られた、国際的な枠組みは本当の意味において彼らの「文化資源」を保護しているということにはならない。国際的な枠組みを先住民に強制する以前に、彼らが自分たちの手で主体的に全人類にとって有益な「文化資源」を維持・継承していけるための方法を模索するべきであろう。それこそ、本稿で提唱したい「コミュニティ基盤の文化資源管理 (CBCRM)」なのである。

4. 伝統的知識の「保護」をめぐる展望と課題

4.1 名古屋議定書以前の先住民の権利をめぐる論争

伝統的知識の保護を模索するためには、先住民社会の集団的パースペクティブと西洋型個人的パースペクティブの衝突を考慮しなければならない。2007年9月13日に国連総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択された。ここでの先住民族の土地および資源に係る権利の主張として、「第1に、個人の権利を保障する近代法に基づく多くの国の土地制度において、先住民族に特有な共同体主義的土地保有形態が承認されてこなかったとして集団的権利を要求していること」(小坂田 2008, p. 174)、そして第2に「西欧諸国が先住民族の居住する土地を無主地と見なし、先占理論に基づいて自国領域に編入し支配してきたことは、植民地主義と同様に不当なものであるとして、先住民族たちは自らの伝統的土地及び資源に対する権利を『回復』するよう要求しているのである」(同上)。事実、国連宣言に記された第一条の「目的」に、「先住民に集団としてあるいは個人として国連憲章、世界人権宣言および国際人権法に認められている人権と基本的自由を完全に享受する権利」を保障しているが、先住民族の代表者はこの条文の起草過程において、「宣言の目的は国際人権法によって保護されていない集団の権利を定めることであるからとして、第一条で個人の人権保護に言及することに反対した」(大竹 2009, p. 10)という。先住民側の主張は、個人の権利(人権も含む)ではなく、集団としての権利の保護を求めているのである。したがって、先住民の共同性・団体性をいかに権利として保護していくべきかという点が、極めて重要な論点となる。

しかし、この第2の要求に対しては、「植民地主義という過去の不正義に対する救済を要求することは時際法の観点から問題があるのではという疑問や、他の市民と異なる特別の権利を認めることになり異なる市民階級を創ることになるという伝統的自由主義の立場からの根強い反対が存在する」(小坂田 2008, p. 174)。先住民を保護の対象とし、特別の地位や権利を与えることは、確かに「何人も法の下での平等」という法学の基本精神を否定することに繋がる可能性もある。カナダにおいては、そのような懸念から、政府の先住民に対する保護政策に違憲判決が出されたこともある(鈴木 2003)。ここで鈴木(2003)の論考に依拠しながら、問題の所在を検証したい。1992年6月にカナダ連邦政府の漁業海洋省(Department of Fisheries and Oceans)は、1990年に示された先住民漁業に関する判決(スパロー判決)において認められた「食用、社交、儀式を用途とする先住民漁業を管理する法的枠組みを設定する」とともに、判決では言及されていなかった、「商業的利用のための捕獲」の権利も先住民の経済的安定に寄与するという目的から、先住民の一部の部族に対し、魚の試験的販売(商業的利用のための捕獲)の権利を与えたのである。この法律が「先住民共同体漁業免許規定(Aboriginal Communal Fishing Licences Regulations)」である。この法律が定めた「先住民の権利として認められた漁獲による魚の販売用への転用を認めることは、スパロー判決で認められた範囲を超え、(カナダ)連邦政府が行った先進的判断に基づくものである」(鈴木 2003, p. 94)。なおかつ、法律によって指定された一部の部族は、たとえばベニザケとマスノスケの禁漁期間であっても特定の漁具をしようすることによって、漁をすることが可能だったのである。したがって、「一部のインディアン部族のみが禁漁期間中にも商業的漁業を許可されることは、理不尽な差別であると考えられた」(同上)のである。

この漁業海洋省の政策的取組に対し、指定されていない部族は反発し、この法律における保護政策の在り方に対し司法判断を求めるため、あえて禁漁期間中に漁を行ったのである。このような意図のもとに行動したジョン・マイケル・キャップ(John Michael Kapp)は、禁漁期間中に漁を行ったとして、逮捕・起訴されたのである。この裁判での論点は、憲法において規定されている「権利と自由の憲章」第15条の「平等権」に関することである。つまり、一部の部族にのみ、特別な恩恵が得られるような政策的措置を行った結果、その他の部族や非先住民の漁民に対し極めて不利な条件となったとすることから、平等権の侵害、人権の侵害(人種的差別)であるという主張を行ったのである。このキャップ事件の判決は、漁業海洋省の「先住民共同体漁業免許規定(AFS)」に対し「憲法『権利と自由の憲章』第15条で保障される平等権を侵害しており、かつそれを正当化する理由も認められなかった。この結果を踏まえて、連邦最高裁判所はAFSを人種差別に等しい憲法違反であると断定した」(鈴木 2003, p. 98)の

である。これによって、「先住民の権利としての漁業権に商業的漁業を含めることは不適當であることが確認された」(同上)のである。

ここからわかることは、①経済的恩恵を重視した先住民の保護政策は、他民族や非先住民の反発を被り、なおかつそれが人種差別という人権侵害に至る可能性があるということ、そして②先住民の権利を保護するということは、経済的な権利よりも人権を重視するべきであることである。①に関しては、「伝統的知識の供与」に関しても同様な懸念がある。それは新薬開発などの医療用に利用できる伝統的知識は、一部部族固有の知識である場合は良いが、複数の部族が存在する特定の地域における共通の伝統的知識であった場合、「伝統的知識」を先進国側に供与した部族にのみが経済的恩恵を受けることができることが想定されうる。その場合、カナダの平等権の裁判と同様の構図となる。つまり、一部の部族にのみを特別的な扱いとなるということから、基本的人権を侵害していることになるのである。次に②に関してである。カナダのスパロー判決で示されたような「食用、社交、儀式を用途とする伝統的な活動」に対する保護政策に関しては、先住民に関する国際的な規定の共通理解として、認められることが多いように思われる。これは伝統的文化を継承する、その文化の下に生活する権利であり、文化権・生存権として認識され、基本的人権として解釈される。しかし、伝統的知識を経済的・商業的な権利として認めることは、篠原(2004)が指摘するように、先進国側にとって有用な伝統的知識のみが着目されるようになり、それは必ずしも先住民の保護、ひいては伝統的知識の保護にはならないのである。近年、先住民より得た伝統的知識の内、生物資源(植物)の医療的成分を先進国側の製薬会社が解析し、生物資源がなくても科学的に類似した成分構造を作りだすことが可能となっており、その場合、先住民側に支払われる経済的恩恵は十分ではない。つまり、先住民が有する伝統的知識は、特定の生物資源を医療目的などに利用するための知識供与に関する権利であり、合成した化学物質を製薬化する際には必ずしもこの権利を侵害しているものではない。化学物質を掛け合わせて生物資源と類似したものに合成し、それを製薬化することができれば、その技法こそが特許となり、その特許には必ずしも伝統的知識の保護に関する規定が盛り込まれるわけではないことに注意が必要である。

4.2 伝統的知識の権利化の行方

伝統的知識を保護しようとする際、現在最も一般的に考えられる手法としては、伝統的知識を知的財産権として認識し、「特許」によって保護の対象とするというものである。しかし、伝統的知識とは特定の先住民や地域において世代から世代へと伝承されてきた知識であるため、固有の発明者は存在しない。名和小太郎(2003)は、「知的所有権は個人によって創作された新しい知識を保護するものであり、集合的な権利にはなじまない」(名和 2003, p.77)と指摘している。さらに名和(2003)は伝統的知識の特許適格性について、以下の4点のような理由から、「伝統的知識の保有集団がその伝統的知識をそのままの形で特許として権利化することは難しい」と特許制度における伝統的知識の「非適格性」について言及している。

- (1) 特許法によれば発明者は「自然人」でなければならない。しかし、伝統的知識は集団の作り出したものである。
- (2) 特許法によれば発明は「産業用の利用可能性」を持たなければならない。いっぽう、伝統的知識には医療に関するものが多いが、医療行為は産業には含まれない。
- (3) 特許法によれば発明は「公然となったもの」であってはならない。しかし伝統的知識はテキストとして記述されることはなく、くわえてクラブ財として公然と非公然の中間にある。
- (4) 特許法によれば発明は「非自明性」を持たなければならない。しかし、伝統的知識はつねに改良および保守行為のなかにある。

(名和 2003, p.80)

したがって、特許による伝統的知識の知的財産権化という手法は、非常に困難であることがわかる。しかし、伝統的知識に関する保護は必要不可欠であり、グローバル化が進む現代社会においては、これらの知識を近代法的解釈に基づく権利化を行っていくことで保護していく術を模索する必要があるだろう。その際、権利化していくものとして経済的権利ではなく、文化権・生存権の面からのアプローチが重要となる。これは、「文化的な生活を営む権利」という、いわゆる基本的人権の保護となる。ここでいう「文化的」とは、先住民族の伝統的文化のことを指すため、必然的に先住民族の文化や伝統的知

識を保護する必要が生じてくる。

では、具体的にどのような体制を整えていくべきなのであろうか。これはすでに国際開発プロジェクトにおいては、事業を遂行する際に必要な前提条件となっているが、「先住民族および共同体の自由で、事前のインフォームド・コンセントおよび自決の権利」を先住民側に与えることである。開発や伝統的知識の流出によって、先住民の文化や生活に不可逆的な悪影響を避けるための必要条件である。これは文化や生活への「悪影響を回避し、緩和させることはとりもなおさず先住民族の人権を尊重するということにある」（苑原 2007, p.65, 傍点廣川）。ここで重要なキー概念となっているのが、「自由で、事前のインフォームド・コンセント（free, prior and informed consent）」である。「自由で」とは開発行為や資源搾取の際に、権力・資力の非対称の関係性から、先住民に対し強制または操作によって得られる「同意」は無効であって、真の自由に基づいた「同意」であることが必要であるということである。また「事前の」とは、彼らの資源や知識というものは破壊されてしまうと、二度ともたに戻らないという不可逆的な性質を有する者が多い。したがって、国家や第三者機関が開発や取引を行う前に、十分時間をとって正確な情報に基づくインフォームド・コンセントが追及される必要があるのである。これには、「プロジェクトの事前評価、企画、実施、監視および終了のすべての段階での協議ならびに意味のある参加を伴う」（苑原 2007, p.72）ことを意味している。そのため国際的な第三者機関である NGO などの団体が各段階において監視し、検証する仕組みが必要である。

そのためには各国の国内法で先住民の土地や伝統的文化、慣習、生活様式、伝統的知識等は、人権（文化権・生存権）の観点から先住民の優位性を認め法的保護政策として実施する法令を整備することが望まれる。それには今回のような生物資源に関する伝統的知識の利用を通じた商取引に関する規定も盛り込み、詳細に「自由で事前のインフォームド・コンセント」の原則が達成されるような法的手続き制度と監視制度を規定する必要があるであろう。そして最終的に「原則に沿って交渉し合意したものは、裁判所にて法的に執行可能とするべき」（苑原 2007, p.73）であろう。なおかつ、インフォームド・コンセントを行う中で、承服しかねる課題が存在した場合、先住民側には「拒否権」を含む、自決権を国際的に認めることが必要である。

「国際法上、先住民族に影響する決定において当該民族の『全面的で効果的な参加』を確保することが基本的な原則として認められてきた」（苑原 2007, p.82）という。この流れを踏襲してより効果的な方法として考え出されてきたのが「先住民族および共同体の自由で、事前のインフォームド・コンセントおよび自決の権利」を先住民に認め、国際法で規制し遵守させていくという方針である。このように国際法に基づく先住民の保護の取り組みは、経済的権利の強化というよりもむしろ、人権や文化権の保護という観点からなされていることが多いのである。

5. おわりに

先住民はグローバル化した現代社会において、我々が日常生活において何ら疑問を持たない、近代法的価値観やそれに基づく思考回路、また商取引慣行や権利について理解してはいない部族が多い。そのため、過去において先進諸国は木材生産のために熱帯雨林を乱開発したり、希少鉱物資源の搾取を経済発展、開発の名の下に、先住民の生活や文化を軽視しながら行ってきたという歴史的事実がある。これらの問題は先住民族が居住する地域に、実際に「財」が目に見える形で存在したから、その所有権を先住民に認めるような措置をとれば、グローバル経済化において商取引は行えたのである。しかし、名古屋議定書で話題となった生物資源に関しては、商取引対象となったのは、その生物資源そのものというよりも生物資源を利用することによって得られる効用がどのようなものなのか、という「伝統的知識」なのである。

知識を権利化しようとする場合、現代社会においては「知的財産権化」することが最も手っ取り早い。が本稿で論じたように、「伝統的知識」は「特許制度」などの知的財産権の性質にはそぐわない。したがって、経済的権利（財産権化）するという手法よりも、その伝統的知識を継承してきた先住民の文化を団体・集団としての権利として認め、「文化権・生存権」として人権の観点からアプローチする手法を提唱した。そのため、商取引を行う際も先住民側には基本的な人権を確約するために、「拒否権」も含む「自決権」を国際法によって認めることが望ましい。そして、「自由で事前のインフォームド・コンセント」の原則が達成されるような仕組みを構築することを目指すべきである。そのためには公平な第三者機関（国際 NGO）や裁判所などの監視や認証制度を整備することが急がれる。グローバル経済下

において、グローバルな秩序や近代法的な制度にすべて迎合するのではなく、「伝統的知識」の保護のための文化権の保護をまずは訴え、グローバルな法制度のなかに先住民の権利を埋め込むことを模索すべきではないだろうか。グローバル経済に対し、一定の距離を保ち自決権を持つことによって先住民は初めて本稿で提唱している「コミュニティ基盤の文化資源管理」が可能となるのである。

参考文献

- 井上真 (2004) 『コモンズの思想を求めて』 岩波書店.
- 小坂田裕子 (2008) 「米州における先住民族の土地に対する権利」 『神戸法学年報』 第24号, pp.173-207.
- NAGOYA PROTOCOL ON ACCESS TO GENETIC RESOURCES AND THE FAIR AND EQUITABLE SHARING OF BENEFITS ARISING FROM THEIR UTILIZATION TO THE CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY.
(<http://treaties.un.org/doc/Treaties/2010/11/20101127%2002-08%20PM/Ch-XXXVII-8-b.pdf>)
[生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスおよびその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書 (http://www.mabs.jp/archives/pdf/nagoya_protocol_je_3.pdf) 財団法人バイオインダストリー協会生物資源総合研究所訳] (2011年1月31日作成)
- 名和小太郎 (2003) 「伝統的知識と知的所有権」 『情報知識学会誌』 12(4), pp.77-83.
- 大竹秀樹 (2009) 「国連先住民族(先住民)権利宣言について」 『人権と部落問題』 No.782, pp.6-15.
- 篠原徹 (2004) 「エコ・コモンズと在地リスク回避」 大塚柳太郎・篠原徹・松井健編『生活世界からみる新たな人間——環境系』 東京大学出版会, pp. 39-60.
- 苑原俊明 (2007) 「先住民族の権利—事前の自由なインフォームド・コンセント原則との関連で—」 『国立民族学博物館研究報告』 32(1), pp.63-85.
- 菅豊 (2010) 「ローカル・コモンズという原点回帰」 山田奨治編『コモンズと文化—文化は誰のものか—』 東京堂出版, pp. 263-291.
- 杉藤重信 (2010) 「アボリジニの芸術活動と著作権」 山田奨治編『コモンズと文化—文化は誰のものか—』 東京堂出版, pp. 147-179.
- 鈴木健司 (2003) 「カナダ先住民の権利と平等権の対立—排他的先住民漁業への違憲判決から—」 『同志社女子大学学術研究年報』 54(2), pp. 387-399.
- ローレンス・レッシング (2002) 山形浩生訳『コモンズ——ネット上の所有権強化は技術革新を殺す』 翔泳社.

連絡先

住所：〒802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方 4-2-1 北九州市立大学基盤教育センター・地域創生学群

名前：廣川祐司

E-mail : y.hirokawa@kitakyu-u.ac.jp